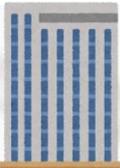




STOP!! 研究費の不正使用 研究活動の不正行為

令和3年度は「不正防止対策強化年度」です!



文部科学省

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が平成19年に文部科学省により策定され、平成26年度に不正防止強化を目的とした改定が行われました。

しかし、依然として謝金・給与や旅費等に関する研究費の不正使用は全国的に根絶には至っていません。また、研究者のみならず学生の皆さんが不正に巻き込まれている事案も見受けられます。

研究費不正使用の根絶に向けて、令和3年2月にガイドラインの新たな改定が実施されました。主な改定点は以下です。

①ガバナンスの強化 ②意識改革 ③不正防止システムの強化



研究費不正使用・不正行為の事例（疑義含む）

- ✓ ゼミの担当教員より資料整理のアルバイトを頼まれたが、実際の勤務日数より多く申告するよう言われた
- ✓ 論文を執筆する中で、収集したデータのサンプル数を実際に調査した数に対し水増しをして、研究内容の信ぴょう性を高めようとした

「おかしいな？」と思ったら、
教育・研究推進課までご相談ください

⇒⇒⇒

窓口：教育・研究推進課
コミュニケーションプラザ1F
電話：092-823-3604
E-mail：suishin@seinan-gu.ac.jp